

島根労働局発表

令和8年10月1日（木）

担

島根労働局労働基準部賃金室

賃金室長 渡辺淳一
賃金係長 曾田智弥

当

Tel 0852-31-1158

島根県最低賃金は10月10日（土）から時間額1,092円になります！

10月9日（金）にJ R松江駅前にて島根県最低賃金の広報活動を行います。

島根県最低賃金は、令和8年10月10日（土）から現行の時間額1,033円を59円引き上げて、時間額1,092円に改定されます。

島根労働局では、島根県最低賃金の新しい時間額を周知するため、島根労働局長をはじめとした労働局幹部職員が下記の日程でリーフレットをポケットティッシュと共に配布し、広く県民に呼びかけます。

1 日時

令和8年10月9日（金）午前7時45分から午前8時15分まで

2 場所

J R松江駅北口及び南口付近

3 その他

取材にあたっては、通勤通学客等駅利用者の安全に配慮をお願いいたします。

島根県最低賃金の改定の概要

- 1 最低賃金制度は、事業若しくは職業の種類又は地域に応じて賃金の最低額を保障することにより、その労働条件の改善を図るセーフティーネットとして重要な役割を果たしています（下記の「参考」を参照）。
- 2 島根県最低賃金は、島根県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、島根地方最低賃金審議会（公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員で構成）の答申に基づき、島根労働局長が改正決定をしています。
- 3 本年は、島根県最低賃金を現行の 1,033 円から 59 円引上げて時間額 1,092 円とし、10 月 10 日（土）から適用されることになりました。
- 4 島根県最低賃金の引上げ額 59 円は、時間額表示のみとなった平成 14 年以降最大の引上げ額であった前年に次ぐ 2 番目に高い引上げ額です。

直近の改正状況

	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
目 安 額	30 円	40 円	50 円	63 円	56 円
引 上 額	33 円	47 円	58 円	71 円	59 円
時 間 額	857 円	904 円	962 円	1,033 円	1,092 円
引上げ率	4. 0 0 %	5. 4 8 %	6. 4 2 %	7. 3 8 %	5. 7 1 %

(参 考)

1 最低賃金制度とは

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、「製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」のように、特定の産業で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」（島根県では 6 業種）の 2 種類があります。

(1) 適 用

島根県最低賃金は、島根県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

(2) 金 額

次の賃金は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

2 使用者は、島根県最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法に基づき、処罰されることがあります。

3 最低賃金法（抜粋）

（最低賃金の効力）

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（地域別最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

（罰則）

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。